

新型コロナウイルス感染症に係る市発注工事の対応について

新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止に伴う工事及び業務の一時中止等について、下記のとおり対応しますのでお知らせします。

記

1 工事現場等での感染予防対策の実施

- ・ 現場状況等を勘案し、アルコール消毒液等の設置など感染予防を徹底するようお願いします。
- ・ 打合せや協議の実施については、その必要性を検討し可能な限り省略してください。やむを得ない場合は最少人数の参加とし、また参加者の記録を残してください。
- ・ 当該現場において、感染者及び濃厚接触者が判明した場合は、速やかに発注者へ報告するとともに、保健所等の指導に従い適切な措置を講じてください。

2 公共工事における一時中止等の対応

- ・ 市は、受注者から一時中止等の申し出があった場合には、一時中止等を希望する期間のほか、受注者の感染拡大防止の取組状況、従業員の状況、地方公共団体からの活動自粛要請などの事情を個別に確認し、必要と認められる時は、工事の一時中止について適切な措置を講じます。
- ・ 学校の臨時休業など感染拡大防止措置に伴う技術者の確保が困難な場合のほか、資機材等が調達できない等の事情での施工継続が困難な場合においても、工期延長などが受注者の責によらない事由によるものとして取り扱います。
- ・ 工事の一時中止等に伴い、資金繰りに支障が生じることのないよう、中間前金払いや出来形部分払いの活用について、積極的に発注者と協議してください。

3 技術者配置等に関する対応

- ・ 学校の臨時休業に伴う育児のため又は監理技術者等本人が感染あるいは濃厚接触者となった場合には、監理技術者等が一時的に現場を離れることや途中交代することについては差し支えないものとして取り扱います。

4 適用期日

令和2年4月14日から適用し、変更ある場合はその都度通知します。